

(平成24年2月15日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認茨城地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

国民年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 3 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年3月  
② 昭和58年4月から59年3月まで

年金事務所に国民年金保険料の納付記録を確認したところ、両申立期間の保険料の納付事実が確認できなかった。昭和45年10月頃、国民年金の加入手続きを行い、その時点で未納となっていた保険料を一括で納付した後、定期的に保険料を納付してきた。46年10月以降は付加年金も一緒に納付してきた。

このため、両申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料の納付事実が確認できないことに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金印紙検認記録簿により、申立人は、昭和58年2月28日に、申立期間①を含む58年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付しているにもかかわらず、資格喪失日が同年3月22日となっているため、申立期間①が未加入となっていることが確認でき、同期間の保険料の還付も長期間経過した平成19年11月21日に行われていることから、申立人の国民年金に係る事務処理が適切でなかったものと考えられる。

一方、国民年金被保険者台帳により、昭和59年4月に「再取得」のスタンプが押されており、59年4月1日に付加年金に加入した事実も確認できる上、A市区町村が管理する国民年金印紙検認記録簿の内容とも一致することから、申立期間②について定額保険料と付加保険料を継続的に納付したとする申立人の主張には矛盾がある。

また、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情

が見当たらない上、申立期間②の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間②の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 1 月から 62 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 1 月から 62 年 12 月まで

ねんきん定期便を確認したところ、申立期間の国民年金保険料が未納とされていた。私は、申立期間の保険料が控除されている昭和 61 年分及び 62 年分の確定申告書（控）を所持している。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 61 年分及び 62 年分の確定申告書の控えを所持し、同申告書の社会保険料控除欄には、申立期間に係る国民年金保険料の記載があり、計上された金額も、申立期間当時の保険料額と一致している。

また、申立期間の前後を通じて、申立人の仕事や住所に変更は無く、申立人の生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間の国民年金保険料を納付するに当たって経済的な問題は無かったものと考えられ、申立内容に特段不合理な点は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 茨城国民年金 事案 1347

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年2月及び同年3月

年金事務所に国民年金保険料の納付記録を確認したところ、申立期間の国民年金保険料が未納とされていた。昭和58年3月2日にA市区町村において保険料を納付しており領収書も残っている。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和58年3月2日に申立期間の国民年金保険料を納付した際に受け取った領収書を所持しており、国民年金被保険者台帳により、申立期間の保険料を還付した形跡も認められないことから、行政側の申立人に係る納付記録の管理が適正でなかったと認められる。

また、申立人は申立期間を除く国民年金被保険者期間の保険料についてすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から同年6月までの付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から同年6月まで

私は、申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を昭和52年4月27日に納付した領収書を所持しているが、ねんきん特別便では、申立期間の保険料が未納とされていた。

このことについて、年金事務所に照会したところ、申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料については、一度は納付されているが、何らかの理由により返還されたものと考えられるとの回答を得た。

このため、領収書を所持しているにもかかわらず、申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する「昭和52年度国民年金保険料納付書兼領収証書」により、申立人は、申立期間の保険料を昭和52年4月27日に現年度納付したことが確認できる上、同領収書には、被保険者名、生年月日、国民年金手帳記号番号、納付目的年月、保険料額及び領収年月日が明確に記載され、押印もされており、その内容に不自然な点は認められない。

また、申立期間当時の申立人の居住地であるA市区町村が保管していた国民年金被保険者名簿には、昭和57年12月9日に「社保通知により処理、52年度分9か月納付」との記載があり、申立期間に係る納付記録欄について、修正が行われた形跡が確認できる。

さらに、昭和50年12月18日に申立人に対して払い出された国民年金手帳記号番号(\*)については、同一年度内において保険料の納付済期間と未納期間が混在する場合に存在する国民年金被保険者台帳(特殊台帳)が存在し

ないため、57年12月9日の時点における国民年金被保険者名簿の修正理由が不明であり、保険料が還付されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

以上のことから、申立期間当時、申立人の国民年金保険料納付記録に係る行政側の事務処理に不備があったと推認でき、申立人は、申立期間の保険料を納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の各申立期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 2 月から平成 5 年 3 月まで  
② 平成 6 年 4 月から 9 年 4 月まで  
③ 平成 10 年 4 月から同年 9 月まで  
④ 平成 11 年 11 月から 19 年 6 月まで

ねんきん特別便を確認したところ、各申立期間の国民年金保険料が未納とされていた。

各申立期間当時、私は国民年金保険料を納付することが困難であったため、保険料の申請免除手続を 6 回又は 7 回ほど行ったはずであり、妻は申立期間の一部に係る保険料が申請免除となっている。

このため、各申立期間の国民年金保険料が未納とされ、申請免除となっていないことに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①の直後である平成 5 年 4 月から 6 年 3 月までの期間について、国民年金保険料の申請免除を行っていることが確認できるものの、申立人が国民年金に加入した時期は、国民年金被保険者台帳管理簿から、5 年 5 月 25 日以降であると考えられ、申立期間①については、遡って申請免除の手続を行うことができない。

また、オンライン記録により、申立人には、平成 12 年 3 月 21 日に、過年度保険料に係る納付書が作成されたことが確認できることから、この時点において、申立人は、少なくとも申立期間③の一部について、国民年金保険料が未納であったことが推認できる。

さらに、国民年金保険料の申請免除手続は、毎年度行う必要があることから、同手続を行ったのが 6 回又は 7 回であるとする申立人の主張は不自然である。

加えて、申立人は、各申立期間を通じて A 市区町村に居住しており、同一市



区町村での申請免除の申立期間の合計が 293 月に及んでいることから、その全ての期間について、行政側の<sup>かし</sup>瑕疵により申請免除記録が消失したとは考え難い。

その上、各申立期間の国民年金保険料が申請免除とされていたことを示す関連資料が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに各申立期間の保険料が申請免除とされていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が各申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 12 月から 62 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 12 月から 62 年 6 月まで  
ねんきん定期便を確認したところ、昭和 61 年 12 月から 62 年 6 月までの国民年金保険料が未納とされていた。

昭和 62 年 6 月頃、A 市区町村役場において国民年金の加入手続を行い、その際、同役場の職員から厚生年金保険被保険者資格を喪失した 61 年 12 月以降の国民年金保険料を遡って納付できる旨の話を聞いたため、同年同月頃、同役場において、申立期間の保険料 5 万円ないし 6 万円程度を遡って一括納付した。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、申立人に係る国民年金第 3 号被保険者該当届により、平成 2 年 12 月 4 日であることが確認できることから、申立期間については時効により保険料を納付することができない。

また、申立人は、昭和 62 年 6 月頃に、夫の扶養となったことに伴い、A 市区町村役場において国民年金に加入し、申立期間の保険料を遡って納付したと主張しているところ、申立人に係る国民年金第 3 号被保険者特例措置該当期間登録届により、申立人は、申立期間直後の昭和 62 年 7 月から 63 年 6 月までについて、平成 23 年 5 月 6 日に同届を行っていることが確認できることから、申立人の主張には矛盾が認められる。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年5月から57年12月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和26年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年5月から57年12月まで  
ねんきん定期便を確認したところ、申立期間の納付済国民年金保険料に付加保険料の納付記録が無かった。私は、昭和50年5月に、私の母と共にA市区町村役場へ行き、国民年金の加入手続を行った。その時、帰りがけに役場の職員から、「高い方（付加）に入った方が得ですよ」と言われ、その場で付加年金にも加入した。

このため、申立期間の付加保険料の納付事実が確認できないことに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、申立人が居住していたとするB市区町村における「年度別納付状況リスト」（昭和59年5月10日現在）により、申立期間についての国民年金保険料は定額納付となっている上、「附加申出年月」欄に記載が無いことが確認できる。

また、申立人は、申立期間直後の昭和58年1月頃、申立人の夫と自身の国民年金保険料額が同額であることに気がついたと主張しており、その時点では、実際に付加保険料は納付されていなかったと考えられるが、いつの時点から付加保険料を納付しなくなったかは不明であるとしており、申立期間中に納付しなくなった可能性が考えられる。

さらに、申立人は、申立期間の付加保険料について、昭和50年5月に国民年金に加入してから1年間位は申立人の母が納付し、その後結婚するまでは自身で納付し、結婚後はその夫の口座から引き落とされていたと主張しているが、具体的な記憶が無く、付加保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立期間の付加保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間の付加保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和63年8月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年8月から平成2年3月まで  
ねんきん定期便を確認したところ、申立期間の国民年金保険料の納付事実が確認できないことが判明した。申立期間については、A市区町村役場で、私の父が国民年金の加入手続をし、保険料も納付していた。

このため、申立期間の国民年金保険料の納付事実が確認できないことに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和63年8月頃に、A市区町村役場で、申立人の父が申立人に係る国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、申立期間当時に申立人の居住地を管轄するB社会保険事務所（当時）において払い出される国民年金手帳記号は「\*」であり、申立人には、平成2年4月1日にC社において取得した現在の基礎年金番号「\*」が払い出されているものの、「\*」の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立期間において、申立人は国民年金被保険者資格を有しておらず、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を一緒に納付していたとして3人の弟妹の名前を挙げているが、申立期間において、20歳に達しているものは妹1人だけであり、申立人の主張は不自然である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 茨城厚生年金 事案 1864 (事案 583 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②、③及び④に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立期間⑤及び⑥について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年9月1日から28年10月1日まで  
② 昭和28年12月1日から29年10月20日まで  
③ 昭和30年3月15日から32年2月14日まで  
④ 昭和32年12月10日から35年6月10日まで  
⑤ 昭和29年10月20日から30年3月15日まで  
⑥ 昭和32年9月1日から同年12月10日まで

私は、申立期間①、②、③及び④において勤務していた事業所における脱退手当金に係る申立て、申立期間⑤においてA社に勤務していた期間に係る申立て、並びに申立期間⑥においてB社に勤務していた期間に係る申立てを、年金記録確認第三者委員会に行ったが、私の主張が認められなかった。

今回、申立期間④に係る事業所であるB社の当時の代表取締役の妻(C氏。現在は、代表取締役会長)に書いてもらった文書を提出する上、同社での私の後任の社会保険事務担当者の名前を挙げるので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

また、A社の元代表取締役に書いてもらった文書を提出するので、申立期間⑤について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

さらに、当時のB社の代表取締役の妻に書いてもらった文書を提出するので、申立期間⑥について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、②、③及び④に係る申立てについては、申立人に係る厚生年

金保険被保険者台帳では、脱退手当金支給日より前の日付である昭和 35 年 8 月 11 日付けで、27 年 9 月 1 日から 32 年 2 月 14 日までの被保険者期間及び標準報酬月額について「回答済み」の記載があるとともに、申立期間に係る脱退手当金の実支給額は、計算上の誤りが無いなど、一連の事務処理に不自然さはないことがないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 10 月 28 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間④に係る事業所の当時の代表取締役の妻の署名捺印のある文書を提出した上に、同社での自身の後継者の社会保険事務担当者の名前を挙げてきた。

しかし、上記の代表取締役の妻の文書には、申立期間当時の従業員が脱退手当金を受給した記憶が無いとの記載があるものの、これは申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる直接的な証言とは認められない。

また、申立人が名前を挙げた社会保険事務担当者に照会したところ、事業所による脱退手当金の代理請求は行われていなかった旨の証言が得られたものの、このことをもって、申立人が脱退手当金を受給していないとする新たな事情とは言い難い。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間①、②、③及び④に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

- 2 申立期間⑤に係る申立てについては、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情は見当たらないことを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 10 月 28 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回、申立人は、当時の A 社の代表取締役の次男（当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった当時の代表取締役）の署名捺印のある文書を提出してきたが、同人に照会したところ、当該文書を書いたのは当該次男の妻であることが判明し、当該次男の妻も、申立人に頼まれて当該文書を書いたが、申立期間⑤当時は、同社に勤務しておらず、申立人の同社における勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除については分からない旨の回答が得られた。

- 3 申立期間⑥に係る申立てについては、B 社が保管している申立人に係る「被保険者資格取得届（控）」から確認できる厚生年金保険被保険者の資格取得日、及び同社が保管している「昭和 32 年分入社名簿」から確認できる入社日が、いずれも昭和 32 年 12 月 10 日であり、当該日は、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における資格取得日と一致していること



を理由として、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 10 月 28 日付け年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間における B 社での勤務及び厚生年金保険料の控除を認めたとする同社の当時の代表取締役の妻（現在は、代表取締役会長）の署名捺印のある文書を提出しているが、当該文書の記載内容は上記「被保険者資格取得届（控）」における資格取得日及び「昭和 32 年分入社名簿」における入社日の記録並びに被保険者名簿における資格取得日の記録と符合しておらず、当該文書の記載内容を裏付ける事情も見当たらない。

- 4 このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間⑤及び⑥に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 3 月 31 日から同年 6 月 1 日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、平成 10 年 3 月 31 日から同年 6 月 1 日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

申立期間について、B社からA社に異動しても経理や社会保険事務を引き続き担当しており、勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る雇用保険の被保険者記録は、資格取得日が平成 3 年 5 月 1 日、離職日が 11 年 12 月 10 日であることから判断すると、申立人は、申立期間においてもB社又は同社の後継事業所であるA社に継続して勤務していたことが推認される。

一方、オンライン記録において、B社は平成 10 年 3 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、A社に係る健康保険厚生年金保険新規適用届において、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当することになったのは同年 6 月 1 日であることが確認でき、申立期間当時、B社及びA社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人はB社に勤務していた同僚の申立てにおける他の委員会からの事実確認に対し、「社会保険の適用を受けなくなったB社と同じ場所で、A社について、厚生年金保険の適用事業所としてすぐに認めることはできないので、2か月から3か月後に適用事業所とすると、社会保険事務所(当時)の職員から言われたことを社長に伝えた。」と回答している。

さらに、全国健康保険協会に照会したところ、申立人は、申立期間において、

B社に係る健康保険の任意継続被保険者となっている旨の回答が得られた。

加えて、A社から、申立人の社会保険に関する書類は既に廃棄されており、申立期間における厚生年金保険料の控除等については不明である旨の回答が得られた。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていることを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 3 月 1 日から 10 年 3 月 31 日まで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社に勤務していた平成 8 年 3 月 1 日から 10 年 3 月 31 日までの期間に係る標準報酬月額が、遡及して大幅に引き下げられていることが判明した。この遡及処理には納得できないので、標準報酬月額を遡及処理が行われる前の記録に戻してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、平成 8 年 3 月から同年 9 月までは 20 万円、同年 10 月から 10 年 2 月までは 24 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金の適用事業所に該当しなくなった日である 10 年 3 月 31 日より後の同年 4 月 2 日付けで、8 年 3 月から 10 年 2 月までの標準報酬月額を 9 万 2,000 円に遡及して減額訂正処理されていることが確認できる。

一方、申立人はA社において経理事務を担当しており、社会保険料の滞納について、社会保険事務所との交渉を自身が行っていたとしている。

また、申立人は、社会保険事務所から従業員全員の標準報酬月額を引き下げることによって滞納保険料を精算する旨の提案を受けたことを社長に報告しており、自身の標準報酬月額を引き下げることにしてもやむを得ず同意し、標準報酬月額を減額するための書類を作成したとしている。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人はA社の社会保険事務担当者として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理が行われることに同意しながら、この減額処理が有効でないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めるこ

とはできない。